

中国の「シャドーバンキング」と政府対応の行方（中国）

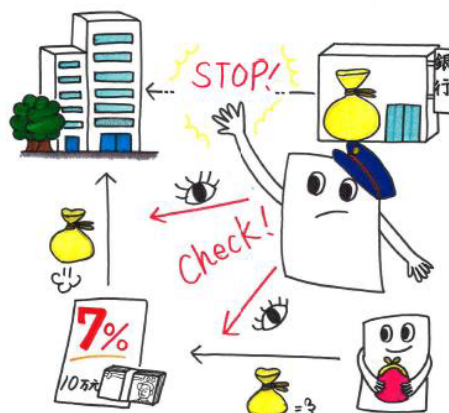
1. 「シャドーバンキング」とは？

銀行以外の貸し付けや又貸し、特に証券会社やヘッジファンドなどの第三者を介することにより、当局の監視・監督を受けない金融取引を「シャドーバンキング」と呼びます。必ずしも違法といった意味合いはないものの、資金の流れがつかみにくく、融資が焦げ付いた際の責任の所在も不明瞭な場合があります。中国で2010年頃から急増した「理財商品」（高利回りかつ元本保証の期待大）は、典型例と言えます。

2. 最近の動向

中国のシャドーバンキングの規模は各機関で集計の差異はあるものの、2013年末時点で20兆元～30兆元と推測されます。

うち、理財商品の一部も含む「信託商品」は前年比+46%の10.9兆元（約170兆円、中国信託業協会）となりました。理財商品は①高い金利を求める投資家、②金融引き締めなどで資金調達が制限された地方政府や不動産業者、③高い手数料収入と集客が期待できる仲介機関の利害が一致しており、今年も増加が見込まれます。



3. 今後の展開

今年に入り、一部の理財商品の償還が危ぶまれたり（直前に解決）、償還が遅れたりといった事例が見られます。市場では、2014年前半～半ばに元本割れを伴う案件が発生するとの見方も増えてきました。

ただし、地方政府や大手・中堅銀行の今後の信用に関わる案件では、中央政府が支援に動くと思われ、金融システムへの懸念が高まることは想定されていません。問題はより中規模以下で資金管理や投資対象の採算性に問題がある案件で発生しそうです。これは投資家や取扱い金融機関の安易な投資姿勢に注意を促し、当局の権限を強化する好機となるため、中長期では必ずしも悪材料とは言えません。

なお、当局は抜け穴だったインターネット金融を含む包括的規制、統計などを整備するとしており、具体策が待たれます。また、各銀行がトラブルに対応するための引当金や、日頃の手元資金を徐々に積んでいること、経済の高成長で多くの融資先の収益が維持されていることなども問題の深刻化を防ぐ要因です。

総じて、シャドーバンキングや理財商品が事実上、成長の一翼を担っていることは疑いありません。このため中国政府は、当局の監督の下、数年をかけて健全化を促すことで共存の道を探ると思われます。仮に、政府・当局の目論見どおりに懸念の波及が抑えられれば、国内外の市場の好材料となる可能性があります。目先では、全人代（3月5日～）の前後に規制強化策が発表されるか否かに注目です。

弊社マーケットレポート

検索!!

2014年01月23日【デイリー No.1,779】最近の指標から見る中国経済（2014年1月）

2013年12月24日【デイリー No.1,759】2014年の中国経済の見通し

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

【重要な注意事項】

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託の基準価額は、投資信託に組み入れられる有価証券の値動き等(外貨建資産には為替変動もあります。)の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として投資信託に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、投資信託は預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- ◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)
 - ・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)
 - ・・・信託財産留保額 上限3.50%
- ◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限 年 1.995%(税込)
- ◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)、および外国における資産の保管等に要する費用等が信託財産から支払われます。また、投資信託によっては成功報酬が定められており当該成功報酬が信託財産から支払われます。投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用の状況により変化するため、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、お客さまの保有期間に応じて異なる等の理由により予め具体的に記載することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメントが運用するすべての投資信託(基準日現在において有価証券届出書を提出済みの未設定の投資信託を含みます。)における、それぞれの費用の最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

●投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

●投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。

[2013年11月15日現在]

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

■当資料は、情報提供を目的として、三井住友アセットマネジメントが作成したものです。特定の投資信託、生命保険、株式、債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料に基づいて取られた投資行動の結果については、当社は責任を負いません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。■当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。



三井住友アセットマネジメント株式会社